

自由論題報告

監査報告書の透明化についての分析

花村 信也（早稲田大学）

金融庁は、監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」について平成 29 年 6 月に公表した。従来、財務諸表の重要な虚偽表示の有無(適正 か否か)のみを記載していた監査報告書に、会計監査人が監査を実施する過程で特に重要と考えた事項(KAM)を記載するというのが主な内容である。

IAASB(国際監査・保証基準審議会)が設定する ISA(国際 監査基準)で基準が定められた他、米国などでも導入が決定し、英国やEUでは導入が開始している。

監査の透明性を基準設定の一つと解釈するのであれば、透明性の基準設定の是非を問う理論を展開する必要がある。本稿は、監査報告書の透明性に関して、基準設定の是非の観点から理論的な分析を行おうとするものである。

会計基準が内生的に形成される制度的な交渉過程を説明する基準設定理論 (a theory of standard-setting) を応用する。この理論は、規制制度と会計選択の結び付きを検証するための、投資と自主開示を含む、統一的フレームを提供する。開示ルールを決定を規制当局と企業全体を代表する利益団体が各々提案を出し、企業の多数決原理により規制が選考される。監査報告書の透明性という新たに規準が企業に対して従来より財務情報の開示を要求すると見なすのであれば、開示を制限する提案により実は企業全体の株価の平均が高くなることが示される。高い株価を示現できる基準を企業が選好するという意味で社会的厚生より高い基準を企業は選択する。監査報告書の透明性についてはこのような理論的分析を踏まえた上で、闇雲に財務情報の開示を監査報告書を利用して適時開示させることは社会的厚生の観点から望ましくないということが本稿の結論である。